

令和8年3月31日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び
確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和8年2月27日(金)から令和8年3月28日(土)までの期間において、建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※20の個人・団体から合計43件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※下記において「施行規則」とあるのは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）を、「指針告示」とあるのは確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）を指します。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
（1）BIMモデルにより作成した図書により、建築確認を申請する場合の誓約書の確認申請書類への追加（施行規則第1条の3第1項及び第4項、第2条の2第1項並びに第3条第1項から第3項まで関係）		
①建築物等情報モデル図書申請について		
1.	建築物等情報モデルに、いわゆる3D CADは含まれるか。	一般的に、3D CADは形状情報に属性情報が紐付けられていないことから、「建築物等情報モデル」には該当しません。
2.	建築基準法第87条の4に基づく建築設備に関する確認申請において、建築物等情報モデル図書申請を行うことは可能か。	可能です。
3.	BIMの推進のため、確認申請に当たって建築物等情報モデルを提出させ、審査対象とすべきではないか。	建築物等情報モデルを審査の対象とすることは、令和11年春からの開始を予定している「BIMデータ審査」に向けて引き続き検討してまいります。
4.	施行規則では誓約書のみが規定されているが、建築物等情報モデルの提出は必要ないのか。	施行規則では提出図書として誓約書のみを規定しています。 なお、「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン」においては、建築物等情報モデルのデータの提出も求めることとしています。本ガイドラインの位置づけについては、問9の回答を参照してください。
5.	建築物等情報モデル図書申請により、施行規則第1条の3第1項	建築物等情報モデルから情報の内容を入力することにより作成した図書

	に定める図書に明示すべき事項の明示は省略できるか。	は、施行規則第1条の3第1項に規定する確認申請書の添付図書そのものであることから、明示すべき事項の省略はできません。
6.	指定確認検査機関は、建築物等情報モデル図書申請による確認審査をするために、確認検査業務規程の改定は必要か。	一般的には必要ないと考えられますが、指定確認検査機関の確認検査業務規程の内容を確認し、必要な場合は改定の手続きを行ってください。
7.	建築確認においては建築物等情報モデル図書申請であったとしても、構造計算適合性判定にあっては誓約書や IFC データの提出が求められていないため、構造計算適合性判定機関では、CDE を利用しない限りその申請が単なる電子申請なのか、建築物等情報モデル図書申請なのかの判断が困難になることが予測される。構造計算適合性判定では単なる電子申請と扱って審査を行っても支障はないとの認識でよいか。	お見込みのとおりです。
8.	施行規則の改正欄における第8条の2の2の読替表中「確認の申請」を「通知」に読み替える欄に、第1条の3第4項第3号の2の読み替えについても規定すべきではないか。	ご指摘の第1条の3第4項第3号の2に「確認の申請」という規定はないため、ご指摘の読替表の欄に規定していません。
②建築物等情報モデルより図書を作成する「適切な方法」について		
9.	「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」はどのような位置づけか。	ご指摘の「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」は本改正後の施行規則第1条の3第1項第3号の2等に定める建築物等情報モデル図書申請における図書の作成にあたっての「適切な方法」の具体的な方法・手順を示すものであることについて、技術的助言において示す予定です。
10.	誓約書の提出があった場合に審査の整合性確認を不要とする仕組みではなく、提出された建築物等情報モデルそのものの適正性を確認した場合に審査を不要とする仕組みとするべきではないか。	建築物等情報モデルに記録された情報の内容を出力することにより適切な方法で作成した図書であることを誓約することで、建築物等情報モデルの適正性を確保する仕組みとしています。 なお、この「適切な方法」については、問9を参照してください。
11.	図書相互の整合性確認を省略するには、BIM ソフトウェアのプログラムの信頼性を担保する仕組みが必要ではないか。	「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」では、「BIM 図面審査における入出力基準」を満たした入出力が可能であり、かつ、BIM デー

		タから PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しが可能であるソフトウェアを使用することとしています。
③誓約書について		
12.	建築物等情報モデル図書申請において、誓約書の提出を求める意味は何か。	建築物等情報モデルから作成された図書であっても、その後に加筆修正等が行われることで、図書相互の整合性が損なわれる場合があることから、建築物等情報モデル図書申請を行うに当たっては、そのようなことがされずに適切に作成されたことの誓約を求めるものです。
13.	誓約書を提出して申請し、その後に設計が変更された場合においては、誓約書の内容が設計内容と乖離する可能性があるが、どのように対処されるのか。	設計変更に伴う計画変更確認申請においても建築物等情報モデル図書申請をする場合にあっては、当初の確認申請と同様に誓約書の提出が必要です。
14.	建築物等情報モデル図書申請がされた場合、審査者は、誓約書の記載に誤りがないことを確認審査において審査する必要があるか。	審査者は誓約書において誓約している事項を確認することで足り、誓約書の内容に誤りがないかどうかを審査する必要はありません。
15.	特定行政庁又は指定確認検査機関において、誓約書を保存する必要があるか。	誓約書は、施行規則第 6 条の 3 第 2 項及び第 5 項並びに建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第 29 条第 1 項及び第 3 項に規定する図書に含まれ、特定行政庁又は指定確認検査機関は 15 年間保存する必要があります。
(2) 同一の BIM モデルにより作成した確認申請書の添付図書の記載事項相互の整合性確認の省略（指針告示第 1 第 2 項第 1 号関係）		
16.	誓約書を提出させることで、申請図書の不整合について設計者の自己責任にしようとしているのではないか。	当然のことながら図書は設計者の責任において不整合なく作成される必要があるものです。誓約書の提出の意味は、問 12 の回答のとおりです。
17.	建築物等情報モデル図書申請において、誓約書に基づき図書間の記載事項の整合性確認を行わず、図書間の記載事項の不整合を見落とした場合、指定確認検査機関等は処分されるか。	個別の事案に応じて判断されますが、誓約書の提出を受け図書相互の整合性確認を省略した上で審査した図書の法適合性に問題がない場合、誓約書において申請者が誓約した部分における記載の不整合に起因する審査者の過失はないものとして取り扱います。
18.	建築物等情報モデル図書申請に限らず、申請者の誓約により整合	建築物等情報モデル図書申請の場合は、建築物等情報モデルから作成さ

	性確認を不要とできないか。	れた図書間の記載事項の整合性が技術的に確保されることに着目し、建築物等情報モデルから出力された後に加筆修正されることなく適切な方法で作成されていることの誓約をもって当該誓約に係る部分についてのみ整合性確認の省略を措置するものです。 一方で、建築物等情報モデル図書申請以外の申請について、申請者の誓約のみによって整合性確認の省略を措置することは検討していません。
19.	BIM を利用する者に対してのみ整合性確認の省略を措置するのは、CAD や手書きで図面を作成する者を不当に扱うものではないか。	本改正は、建築物等情報モデルから作成された図書間の記載事項の整合性が技術的に確保されることに着目し、整合性確認の省略を措置するものであるため、ご指摘のような不当な扱いとは考えておりません。
20.	構造計算適合性判定における図書間の記載事項の整合性確認は、建築物等情報モデル図書申請により不要とできるか。	本改正においては、建築確認において先行して審査業務の効率化を図り、広く BIM の普及を推進することを目的としており、構造計算適合性判定における整合性確認の取扱いについては、今後の検討課題と認識しています。
21.	指針告示第 1 第 4 項第 3 号口(2)(i)に規定する建築確認の申請書等と構造計算適合性判定通知書等の記載事項相互の整合性確認は、建築物等情報モデル図書申請が行われた場合に不要とできるか。	異なる手続で提出された図書相互の整合性確認については、建築物等情報モデルから図書を作成したことのみをもって整合性が確保されるものではないため、省略はできません。 なお、確認申請用 CDE を活用した構造計算適合性判定の手続において、建築確認の申請書等のデータと同一性が確保された構造計算適合性判定申請書の添付図書及び添付書類のデータが申請された場合には、ご指摘の整合性確認については、申請者も含めた関係者間で事前に十分調整の上でより合理的な運用を行うことは差し支えない旨、技術的助言において示す予定です。
22.	意匠と設備のように分野ごとに別々の建築物等情報モデルを用いて作成した図書について、整合性はどのように担保されるのか。	分野ごとに別々の建築物等情報モデルを用いて図書を作成した場合における図書相互の整合性の確保の方法についての取扱いは「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」で示す予定です。

(3) 工作物に係る高度な構造計算の認定に係る軽微な変更の申請手数料の改正について（施行規則第 11 条の 2 の 3 第 2 項関係）

(4) 不燃性能等の評価の新たな試験方法に係る申請手数料の新設について（施行規則別表第二関係）

23.	認定手数料の増額理由として、材料費や人件費の高騰を挙げているが、単純に高騰分を手数料に転嫁するのではなく、行政手続きのデジタル化によりもたらされたコストダウン分と相殺し、手数料の増額を抑制すべきではないか。	認定手数料については、デジタル化も加味しながら審査や試験にかかる実費を勘案して積算し、設定をしております。
-----	---	---